

2025年3月

お客様各位

京都信用金庫

## 代理人キャッシュカードの利用可能範囲 「預金残高の範囲内」の取扱終了のお知らせ

平素より京都信用金庫をご利用いただきありがとうございます。

この度、当金庫では、下記のとおり代理人キャッシュカードの利用可能範囲を「預金残高の範囲内」とする取扱を終了いたします。

今後ともより一層のサービス向上に努めてまいりますので、引き続きご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

記

### 1. 取扱を終了するサービス

代理人キャッシュカードの利用可能範囲を「預金残高の範囲内」とする取扱

※取扱終了後の利用可能範囲は、「当座貸越限度額内」の取扱となり、総合口座の普通預金の残高が不足した場合、定期預金等や総合口座カードローンの利用限度額まで自動的に融資を行います。

### 2. 新規受付終了日

2025年3月31日（月）

### 3. 取扱終了日

2026年12月31日（木）

### 4. 「預金残高の範囲内」の利用可能範囲でご利用のお客様について

定期預金等や総合口座カードローンからの自動融資をご希望されない場合は、取扱終了日までにお近くの京都信用金庫の窓口にて代理人キャッシュカードの解約手続きをお願いいたします。

### 5. ご留意事項

新規受付終了日以降に当金庫が発行する代理人キャッシュカードは、「当座貸越限度額内」の利用可能範囲が設定されます。

本件に関するお問い合わせは、お取引店までお問合せください。

以上